

令和4年度 広島市子育て世帯住替え促進 リフォーム費補助事業

～住宅団地への住替えを支援します！～



【フラット35】
の借入金利から
年▲0.25%

本事業は

【フラット35】地域連携型

と連携しています。

詳しくは、住宅金融支援機構の
フラット35HPをご確認ください。



住宅団地において一定期間空き家となっている住宅を活用し、子育て世帯の住替えを促進するため、空き家のリフォーム費の一部を補助します。

【募集期間】

令和4年4月15日(金)～令和4年12月28日(水)まで

※予算の範囲内で先着順

事業の概要

小学生以下の子（出産予定を含む。）がいる子育て世帯に賃貸するために所有者が空き家をリフォームする、または、空き家に入居する子育て世帯がリフォームする場合に、リフォーム費用の一部を補助します。

※補助対象となる空き家は、「空き家活用計画書」に記載されている住宅に限ります。

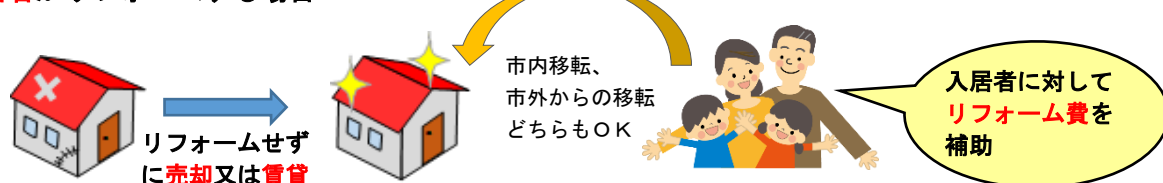
なお、補助対象であるかは、広島市ホームページの「補助対象住宅問い合わせフォーム」又は、下記申請方法等の【申請・問合せ先】にお問い合わせください。

※「空き家活用計画書」とは、住宅団地の町内会等の自治組織が作成する、住宅団地における空き家活用の目的や空き家の情報等について記載したものをいいます。

1. 所有者がリフォームする場合



2. 入居者がリフォームする場合



補助内容

- ① 補助額：補助対象経費の2分の1（上限額50万円）
- ② 補助対象経費：補助対象工事の費用（工事費用の合計が20万円以上のものに限る。）
- ③ 補助対象工事：空き家を活用するためのリフォーム工事（冷暖房器具及び照明器具等の設置工事等を除く。）

例：台所又は浴室等の改修、屋根又は外壁等の外装の改修、壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修等

補助対象となる住宅

- ① 住宅団地*内にある戸建て住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）で、居住又は使用されたことがあるものであること。

※事業の対象となっている住宅団地（空き家活用計画書が提出されている住宅団地）の詳細は、広島市ホームページ「住宅団地における住替え促進事業」で確認することができます。

- ② 3か月以上居住されていない住宅であること。
- ③ 空き家活用計画書に記載されている住宅であること。
- ④ 過去にこの事業に基づく補助金の交付を受けていない住宅であること。
- ⑤ 国又は地方公共団体からこの事業に基づく補助金の対象工事と同一の部位に対して補助金の交付を受けていない住宅であること。

補助対象となる方

1. 補助対象となる住宅の所有者（法人を除く。）
補助対象となる住宅を親族以外の子育て世帯に賃貸しようとする者であること。
 2. 補助対象となる住宅（親族が所有する住宅を除く。）への入居者（賃借人又は購入者）
 - ① 補助対象となる住宅の賃貸借契約又は売買契約を締結して半年以内であること。
 - ② 小学生以下の子ども（出産予定を含む。）がいる世帯の世帯主であること。
 - ③ 補助対象となる住宅に継続して2年以上居住する意思があること。
 - ④ 補助対象となる住宅がある住宅団地における地域活動に参加（町内会・自治会への加入など）する意思があり、活動内容について報告することができる。
 - ⑤ リフォームについて補助対象となる住宅の所有者の同意を書面で得ていること。（申請者が賃借人の場合に限る。）
- 1及び2共通の要件
- ① 区市町村税を滞納していないこと。
 - ② この補助金の交付をこれまでに受けたことがないこと。
 - ③ 暴力団員等でないこと（2の場合は世帯構成員全員）。

提出書類

- 1 申込み時 申込書を提出してください。
- 2 申請時 リフォーム工事の契約前に次の書類を提出してください。

【共通】

 - ① 補助金交付申請書
 - ② 登記事項証明書その他の住宅の所有者がわかるもの
 - ③ 居住者がいない期間を確認することができる書類
 - ④ 納税証明書（区市町村税を滞納していない旨の証明書）
 - ⑤ 附近見取図
 - ⑥ 補助対象工事の計画図面
 - ⑦ 補助対象工事着手前の状況を示す写真及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面
 - ⑧ 補助対象工事に要する費用の見積書

【申請者が購入者又は賃借人の場合の追加書類】

 - ① 世帯構成員全員の住民票の写し
 - ② 母子健康手帳の写し（出産予定者の場合に限る。）
 - ③ 賃貸借契約書又は売買契約書の写し
 - ④ リフォームに関する所有者の同意書の写し（申請者が賃借人の場合に限る。）
- 3 実績報告時 リフォーム工事の完了後、次の書類を提出してください。

【共通】

 - ① 実績報告書
 - ② 補助対象工事完了後の状況を示す写真及び当該写真の撮影の位置及び方向を記した図面
 - ③ 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
 - ④ 補助対象工事に関する契約書の写し
 - ⑤ 補助対象工事に要した費用を支出したことを示す領収書の写し

【申請者が購入者又は賃借人の場合の追加書類】

 - ① 世帯構成員全員の住民票の写し（補助対象住宅に居住していることが分かるもの）
 - ② 町内会・自治会への加入を証する書類

申請方法等

申込書を広島市都市整備局住宅政策課に持参、郵送又はFAXにより提出、もしくは広島市ホームページの「申込みフォーム」から申請してください。
申込書の様式は、住宅政策課で配布しています。また、広島市ホームページからもダウンロードできます。

【申請・問合せ先】

広島市 都市整備局 住宅政策課 計画係
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 市役所本庁舎5階
TEL082-504-2292（直通） FAX082-504-2308

広島市子育て世帯住替え促進リフォーム費補助事業の流れ

町内会等が「空き家活用計画書」を住宅政策課に提出

